

議案第 3 6 号

かすみがうら市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部
を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 2 7 日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する
条例の一部を改正する条例

かすみがうら市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成
1 7 年かすみがうら市条例第 1 4 8 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

退職報償金支給額

（単位：円）

階級	勤務年数						
	5 年 以 上	10 年 以 上	15 年 以 上	20 年 以 上	25 年 以 上	30 年 以 上	35 年 以 上
	10 年 未 満	15 年 未 満	20 年 未 満	25 年 未 満	30 年 未 満	35 年 未 満	
団長	239, 000	344, 000	459, 000	594, 000	779, 000	979, 000	1, 079, 000

副団長	229, 000	329, 000	429, 000	534, 000	709, 000	909, 000	1, 009, 000
分団長	219, 000	318, 000	413, 000	513, 000	659, 000	849, 000	949, 000
副分団長	214, 000	303, 000	388, 000	478, 000	624, 000	809, 000	909, 000
部長及び 班長	204, 000	283, 000	358, 000	438, 000	564, 000	734, 000	834, 000
団員	200, 000	264, 000	334, 000	409, 000	519, 000	689, 000	789, 000

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。